

第31回
青森県景観形成審議会
議事録

令和8年2月19日（木）

日 時：令和8年2月19日（木） 午後1時30分から

場 所：青森県庁北棟2階222会議室

出席者：委員（会長） 宮腰 直幸

委員 夏堀 浩一

委員 石澤 敏行

委員 工藤 真人

委員 木村 公樹

委員 村上 早紀子

委員 工藤 雅世

委員 佐藤 光輝

委員 藤村 幸子

委員 笥 聡史

以上10名出席

【事務局】

ただいまから第31回青森県景観形成審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席賜り誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます青森県都市計画課の齊藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、初めに委員の皆様を御紹介します。

お配りしております名簿、席図も併せて御覧ください。

第1号委員は、県議会議員に御就任いただくことになっております。青森県議会議員、夏堀 浩一（なつぼり こういち）様でございます。

続きまして、第2号委員は、屋外広告業を代表する方でございます。青森県屋外広告美術業協同組合理事長、石澤 敏行（いしざわ としゆき）様でございます。

続きまして、第3号委員は学識経験を有する皆様でございます。

八戸工業大学感性デザイン学部教授、宮腰 直幸（みやこし なおゆき）様でございます。

一般社団法人青森県建築士会副会長、工藤 真人（くどう まひと）様でございます。

一般社団法人日本樹木医会青森県支部長、木村 公樹（きむら こうき）様でございます。

福島大学経済経営学類准教授、村上 早紀子（むらかみ さきこ）様でございます。

青森大学名誉教授、工藤 雅世（くどう まさよ）様でございます。

弘前大学教育学部准教授、佐藤 光輝（さとう みつてる）様でございます。

公募により委員に御就任いただいております、藤村 幸子（ふじむら ゆきこ）様でございます。

同じく公募により委員に御就任いただいております、笈 聡史（かけひ さとし）様でございます。

また八戸工業高等専門学校准教授、馬渡 龍（まわたり とおる）様、東京藝術大学名誉教授、尾登 誠一（おのぼり せいいち）様以上2名は本日欠席となっております。

委員の御紹介は以上でございます。

なお、本日の委員の皆様のお出席状況につきましては、委員12名のうち10名が出席となっております。

全委員の2分の1以上の委員が御出席ですので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは資料を確認いたします。

次第、委員名簿、本日お配りしました席図、この他に、

資料1 青森県景観形成審議会の担当する事務及び組織運営事項

資料2 青森県附属機関に関する条例

資料3-1 景観行政団体への移行状況について

資料3-2 大規模行為届出件数について

資料3-3 景観普及啓発事業について

資料3-4 景観学習副読本の改定について

資料4 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する制度の概要について

本日お配りしました景観学習のススメ

となります。お手元がない資料がございましたら事務局までお知らせ下さい。

それでは、このあとの進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、宮腰会長にお願いいたします。

【宮腰会長】

はい。それでは規定により議長を務めさせていただきます。

最初に慣例によりまして私から議事録署名の委員2名を指名させていただきます。

今回は、村上委員と工藤雅世委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか？

【両委員】

はい。

【宮腰会長】

それでは次第に基づきまして、

1. 県からの報告事項ということで、最初に景観行政団体への移行状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（「資料3-1」景観行政団体への移行状況について説明 省略）

【宮腰会長】

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

（質問なし）

では、続きまして大規模行為の届出件数について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（「資料3-2」大規模行為届出件数について説明 省略）

【宮腰会長】

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

【石澤委員】

グラフでたくさんデータを示してくれたんですけども、時代背景にもよるかと思いますが、大規模行為の件数については携帯の電波塔並びに風力発電、これは設置してきた経緯、件数とかあると思うんですけど、4ページを見ると、平成28年から減少傾向ということで、冒頭でお示しいただいた景観行政団体が年々増えているということに関連して、良い方向に向かっているという捉え方なんでしょうか？

この分析の結果、何かお伝えしたいことがあるのかなと思っただけの御質問です。

【事務局】

良い方向に向かっているという訳ではなく、県で処理する市町村の数が減ったのでこのような傾向であるということです。

景観行政団体や権限移譲が増えていることを受け、トータルの件数自体は下がっていますが、割合の中の多くを占める工作物という部分は風力発電とか携帯電話の鉄塔の部分が占めてくるのかなという部分もあるんですけど、令和5年度あたりから土地の形質の変更の緑の部分が多くなっています。太陽光発電が増えることによってこれが増えている印象があります。釧路湿原の問題もありましたけど、平成28年は少なかった緑（土地の形質の変更）が増えてきて

いる。これがメガソーラーの影響なのかなと考えています。数が減っているのに土地の形質の変更が多くを占めているのは問題かなというのが今のところです。

【石澤委員】

分かりました。

【宮腰会長】

他に何かございますでしょうか？

それでは私から一つ。今の話に関連してなんですが、工作物のうちということで書かれている中で、今の携帯電話、それから風力発電は注目していましたが次回、できれば太陽光発電関連のものも件数として挙げていただけると、いろいろな議論が更に進むのかなというように思います。

【事務局】

今回のように全年にわたってというよりは、過去数年分だけでも、いわゆる再エネ部分はどれだけなのかというのを、次回お示しできればいいのではと思います。

太陽光発電は工作物では県の届け出の対象となっておりますが、土地の形質の変更で出てきているものはあります。工作物で多くを占めるのは風力発電や鉄塔ですが、工作物のうち風力発電はどれくらいか、土地の形質の変更のうち太陽光発電がどれくらいか、というのは数年程度であればお示しすることはできると思います。

【宮腰会長】

緑（土地の形質の変更）の部分の比率が増えているということなので、この内訳が分かれば、今後話しが更に深まるのではと思います。

ほか、よろしいでしょうか？

【木村委員】

大規模行為の届け出件数のグラフは、県が受理した分だけということでしょうか？

市町村が受理したものは分からないということですよね。

【事務局】

はい。

【木村委員】

取りまとめもしてないんですか？

【事務局】

そうです。

【木村委員】

この審議会は市町村の分は関係ないんですか？

【事務局】

全く関係ないわけではなく、景観行政団体になると、独自の条例を持って、景観審議会を設けて、自らの審議会で決議するんですけど最初の2ページにあるように、権限移譲市町村の場合は県の景観審議会での運営になります。

【木村委員】

移譲の場合はですね。

各市町村で条例を作っているところは、この審議会とは切り離して考えるということですか？

【事務局】

そうです。

景観行政団体になってるところは、自ら景観審議会を持って運営しています。

【木村委員】

であれば移譲してる部分もこのグラフに付け加えるべきなんじゃないですかね。

県の審議会の範疇に入るわけですから、今後その辺検討していただければ。

【事務局】

分かりました。

【宮腰会長】

他にございますでしょうか？

(質問なし)

次に景観普及啓発事業について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(「資料3-3」景観普及啓発事業について説明 省略)

【宮腰会長】

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

【村上委員】

福島大学の村上です。景観の普及啓発に向けて様々な取り組みを大切に、毎年青森県として継続されていらっしゃるんだなっていうのを改めてお聞きして感銘を受けた次第でございます。

景観学習教室に関してお聞きしたいんですけれども、これまで児童の景観形成の意識を育むということを目的として進められていらっしゃると思うんですが、実際に例えば去年の附属小学校でやられたとき、どれだけ意識が醸成されたか、育まれているかっていうのを何らかの形で把握されたものはございますか。

【事務局】

景観学習教室が終わりましたら、児童に感想やアンケートを頂いております。先生と一緒に街歩きをして面白かったとかという、感想の部分ではあるんですけど、そういったフィードバックはしております。

【村上委員】

毎年度集計はされているんですね。

前に黒石市の学校で、弘前大生時代にお手伝いさせていただいたときは、最終的な発表が景観シートとか景観新聞を作って発表するとか、あとガリバーマップを作って発表するっていうのがあったんですね。

附属小学校の12月の発表で、劇を行ったというのはちょっとびっくりしたんですけど。別に、そのような感想のシートを書いていただいてそれを分析まではいかなくても、集計はされているのですよね？

【事務局】

分析まではしてないんですけど感想はいただきました。

劇にしたのも附属小学校から、今回学習発表会の中で発表したいという要望があったので、そちらで進めさせていただきました。

ガリバーマップや景観新聞を作る場合もあるんですけど、小学校と話しをして、やりたい形式で景観学習を進めていきたいということで、今回は発表会という形になりました。

【村上委員】

親御さんからどのような講評の声などをいただけたのかなというのも併せて気になりました。

【事務局】

親御さんの講評までは頂いていなかったです。

【村上委員】

ちなみに学校のカリキュラム上、何の科目で開催されているんですたっけ？
社会科ですか？

【事務局】

総合学習の時間の中で実施されていることが多いと思います。

今回も、座学から街歩きまで、1カ月くらい時間が空いているんですけど、その間にも小学校にいろいろと調べてもらうような時間があったと思います。

附属小学校の建築物コースについて歩いていたんですけど、そのときにびっくりしたなと思ったのが、赤レンガ倉庫の後にカトリック教会の方を歩いたんですけど、子供たちは教会がかわいそうだって言うんですよ。赤レンガ倉庫を見て綺麗に直されてるからカトリック教会は大事にされてないって言うんですよね。カトリック教会は大事にされてると思っていて、古いものを古いままにとは思っていました。子供たちからは、えっと思う意見がいっぱい出てきて、逆に言えばそのような意見も、うちはまとめるべきなのかもしれないですけど、そういった意味でも子供たちが景観学習教室楽しいって言いながら歩いていたのはすごく印象的でした。

【村上委員】

どのコースもすごく見応えあるし、歩き応えがあるし、どういう感想とか発見を得たのかなっていうのがすごく気になりました。

【宮腰会長】

他に、何かございますでしょうか？

【筧委員】

景観学習教室関係で、まず感想からなんですけど今回、昔のむつ市のように3回やったというのは有意義だったと感じます。インプットだけで終わらないので劇という形でアウトプットすることによって、親御さんに伝えた生徒の方々が実際に頭に残すという意味ではとても必要なことであったかなと感じました。

それで3点ほど確認したい事項がありまして一つ目が11ページに景観アドバイザー、例えば講師派遣ということなんですけど13ページの講師の方は全員が景観アドバイザーという認識でよろしいでしょうか？

【事務局】

景観アドバイザーはこちらの9名がおりまして、全員派遣する形となってるんですけど、実際に住んでいるところ、北原先生ですと弘前市中心に、古川さんは黒石市の景観学習教室、八戸市は今年度、応募はなかったんですけど、もし応募があれば、八戸市で活動している高森えりかさんなど、景観アドバイザーとして推薦することになります。

【筭委員】

ありがとうございます。

二つ目なんですけど、おそらく古川様が建築関係で岩瀬様が樹木関係ということなんですけど、毎年見ていると全ての景観アドバイザーの方が派遣されているわけではないというのがとてももったいないなと感じました。

今回附属小学校で70名弱の方が参加したんですけど今後、附属小学校以外や他の地域でも展開していくのか、あとは石澤暁夫様のような看板分野の方、あとこの中には入っていないんですが、おそらく土木の方もいらっしゃると思うんですけど、そういった方を含めたもっと大規模な学習教室になるのかという点で確認させていただきたいです。

【事務局】

今年度は弘前大学附属小学校からしか応募がなかったんですけど、来年度に向けて、今年度1月、2月にかけて弘前市と平川市の校長会でPRを行ったり、平川市の猿賀小学校で、これまで景観学習教室を実際にやりましたのでもう1回やってみないですか？などPRに伺いました。

今年度は平川市、弘前市に行きましたので、来年度は、別の地域に足を伸ばし、今後広報していく形を検討しております。校長会は平川市と弘前市の教育委員会にお話を聞いたら、ぜひこのよう（校長会でのPR）にというお話もありましたので、ありがたく今回出席させてもらいました。

景観学習教室の対象は小学校に限ったものではなく、NPO法人とか、夏休みの放課後子供会から申し込んでいただいても対応できるものですので、そういった意味での制度というのも周知していきたいなと思っています。

【筭委員】

わかりました。

【宮腰会長】

他にありますでしょうか？

【夏堀委員】

26ページのふるさとあおもり景観賞に三戸望郷大橋というのが出ていますが、私地元というか、すぐそばなのでよく通り、景観が良いのは分かるんですけども、道路脇にもものすごく雑草が生えていて、非常に雑然となっていて、その辺を見ると、景観賞をもらえたのにもったいなかったのかな、果たしてこれでいいのだろうか？という良心に苛まされた事もありまして、これは三戸町でちゃんと手入れや整理をするということになるんでしょうけど。

常日頃定期的に手入れされているようなところも見ていかないと・・・見た感じが良いからっていうのではなくて。実際行ってみると、上から見るといいんだけども、目線を下に移すと「えっ」というような全然絵にならないような、その辺のところも・・・除草等は各自治体の仕事なんでしょうけども。

何か継続的に景観を保てるような、せつかくこのような非常に珍しいタイプの橋ですので、これについてぜひとも残しておきたいものでもあるものですから、そのようなことも考えていく必要もあるんじゃないかなと思います。その辺は自治体とも連携していかないといけないんでしょうけども。

【事務局】

それは三戸町さんをお願いしてみます。

景観賞は記事になるようなことなので皆さん見にいらっしゃると思います。綺麗にしてねっていう話はさせていただきたいと思います。

【宮腰会長】

藤村委員お願いいたします。

【藤村委員】

絵画部門のところ、子供たちを巻き込むのはとても良い案だと思います。この詳細が分かっていない分、私の勝手な不安なんですけど、これを子供たちに地域性とか、それから活用法とか、詳細を工夫していただけたら嬉しいなという事を感じて、これを拝見していました。

【事務局】

地域性は、青森県全体で私が好きな景観ということで、テーマとしては結構広いものとなっております、岩木山を書いてもいいですし、実際の通学路とか自分の自宅まわりとか書いても良いようなものとなっております。

【藤村委員】

子供たちも巻き込むってとても良いことですよね。

【事務局】

自分の好きなものをまじまじと絵を描けるくらい見て欲しいなっていうのと、景観賞自体が中学生ぐらいになると写真をよく使うようになって応募できるんですけど、小学生だとなかなか応募するのも難しい状況なので、多くの皆さんに参加していただきたいなということで今回企画しました。

【宮腰会長】

はい、よろしいでしょうか？

【寛委員】

ふるさとあおもり景観賞について、まちなみ部門が今回1作品しか出されていなくて、結果受賞ならずということで、募集要項を緩和するという考え方をしても良いのかなと勝手ながら思いました。

まちなみ部門は、歴史的町並みや里山や田園といったものが主なんですけど、多分それは過去に既に出されていて、もう50、60件と出されてる中で、勝ち残ったものだけが当時紹介されたと思うんです。であれば多分ネタが切れてしまう。そうすると新しく増えていくものは市街地や住宅地だと思うんですけど、これらは不動産屋が大規模なまち作りを行う、分譲地とかそういうものを作って、ようやく形になるものなので、とても少ないと思います。なので住宅地のところを、例えば住宅ピンポイントで募集をかける。あるいはまちなみ部門っていう名前を変えるとか、そういったことも必要なのかなと感じました。

今回新しく絵画部門というものも増えるのは、多分子供たちに地元の愛を感じてもらいたいからというのがあってと思います。

ただ青森県に、大きい建物があるよとか、こういう文化があるよっていうだけじゃなくて、一般の方が持っている住宅でも、都道府県で住宅自体結構特色が現れると思います。「この住宅は景観賞で評価されました」とかがあれば青森県に住んでいる方も1人1人が住宅や自分たちの住んでる町全体に、新しくできるものに対しても、いろいろ誇りや意識を持ってもらえるのではないかなと思いました。

【事務局】

まちなみ部門に関しては、応募された方がまちなみ部門に応募された場合でも、内容をよく見れば地域づくりの活動部門の内容であったりすることがあるので、その場合は部門を移動して表彰したりというケースもあります。

第17回と第18回の応募件数は、まちなみ部門と土木施設部門が件数的に

少ない状況になっていて、割と建築物が多くなっています。

土木施設の道路部分と、いわゆるまちなみっていう部分があまり明確じゃない部分もあったりするので、まちなみ土木施設部門にするとか・・・

今おっしゃっていたのは多分、民間建築物部門じゃなくて民間住宅部門もあっても良いのではないかというお話だったと思いますが、景観賞の審査会で検討していただいている先生たちに、また次回からこの部門自体についても検討していただく方法も考えてみようかなと思ってます。

【宮腰会長】

ありがとうございます。

【工藤雅世委員】

景観学習教室による、参加者の「景観形成に関わる感じ方・意識の変化」を評価する手法として、SD法というものを御採用になってはいかがかというのを御提案させていただきます。

SD法は、セマンティック・ディファレンシャル(Semantic Differential)法の略称で、印象・感じ方・意識といった主観的なものを、限りなく客観化、数値化していく手法でございます。方法論はある程度確立しております。

景観学習教室の前後に、参加者を対象にSD法による評価を実施すると、同教室の前後の「景観形成に関わる感じ方・意識」を比較することができます。その時点での変化や効果の有無・程度を把握できるでしょう。

詳しいことに関しては、インフォーマルでいくらでもいつでも、喜んで御対応いたしますので、どうぞ、御遠慮なく私あてお問合せください。

【宮腰会長】

他によろしいですか。

(質問なし)

では続きまして景観学習副読本の改訂について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(「資料3-4」景観学習副読本の改訂について説明 省略)

【宮腰会長】

今の件に関して御質問等ございましたらお願いします。

【木村委員】

副読本は各学校の各生徒に配るものでしょうか？

【事務局】

w e b版として、誰でもダウンロードできるようにすることにしています。

【木村委員】

景観学習教室で使う時だけ印刷するということになるのでしょうか？

【事務局】

これまでは、副読本を冊子としてお配りしていましたが、今後はその都度必要部数印刷して、お渡しすることとしています。

w e b版とした理由としては、例えば、今回の副読本には弘前城の事例がありますが、このようなタイムリーな情報を都度入れることができ、今回は26年ぶりの改訂でしたが、今後新しい景観に係る情報等が出てくれば、その都度取り入れたもので景観学習教室を行なえるためとしております。

【木村委員】

頑張ってこのような良い資料を作ったので、各学校にこのような冊子を作ったのでダウンロードしてくださいとか、見本として一冊配るとか、より多くの人たちの目に触れて、見てもらうような工夫をしていただければいいのかなと思います。

【事務局】

はい。PRには力を入れたいと考えております。

【宮腰会長】

他によろしいですか。

(質問なし)

では最後に次第2、その他の議事

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する制度について説明お願いいたします。

【事務局】

(「資料4」青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する制度について説明 省略)

【宮腰会長】

ありがとうございます。

ただいまの説明は、他部局所管ということでの情報提供ということでした。

本日予定していました案件は以上となります。
何か全体としてありましたらお願いします。

【工藤真人委員】

今後、洋上風力とか、今青森港でも計画があるように、それと景観のすり合わせというのはどのように考えているのでしょうか？

【事務局】

海の上のものは県の景観条例の対象外となっているので、洋上風力は対象となっておりません。

【宮腰会長】

あとはよろしいでしょうか？

(質問なし)

以上となりますので進行を司会にお返しいたします。

【事務局】

委員の皆様方には長時間にわたりまして、また貴重な御意見を頂きましてありがとうございました。

これをもちまして、第31回青森県景観形成審議会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。